

## 新型コロナウイルス感染症に関わる医療及び公衆衛生体制の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が広がり、「医療ひっ迫」「医療崩壊」の心配が長期化しています。さらに病床が足りないことで、一般の病気・けが・手術・救急搬送の患者の受入れも困難となり「助かる命も助からない」状況も起きつつあります

これまでの医療や公衆衛生が脆弱だったことは明らかで、国民の命と生活を守るために医療・公衆衛生体制の抜本的強化が早急に求められています。

よって、政府及び国会におかれましては、下記の事項について早急に実現されるよう強く要望します。

- 1 公費によってPCR検査などの必要な社会的検査を充実させること。
- 2 自宅療養や待機とは、医療ではなく実質的な患者の放置になる可能性があることから、患者の命を守れないばかりか家族などへの感染拡大となるため入院治療を基本原則とすること。
- 3 一般病床を転換させ感染症病床とする方法は、院内感染防止の観点からも、また全体の病床のひっ迫を招くことから安易に進めるべきではなく、感染症病床の充足は、諸外国で行っているように「臨時専用病院」を設置し対応すべきであること。
- 4 医療・介護従事者の安全とゆとりを確保するために、給与などの待遇・労働条件を大幅に改善し、感染防止の徹底で人的確保を図ること。
- 5 一過性ではなく保健所・地方衛生研究所の機能充実・人材確保を図ること。
- 6 ワクチン接種に関しては、慎重に副反応の調査・情報提供を行い、実施主体となる地方自治体には必要な財源交付を行い、不備・不安のない接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月22日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて